

2025年（令和7年）第11回総会議事録

1 告示年月日 2025年（令和7年）11月14日（金）
2 通知年月日 2025年（令和7年）11月14日（金）
3 開催年月日 2025年（令和7年）11月28日（金）
4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 小会議室

5 付議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第4号 非農地証明について
議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地
利用集積等促進計画案に対する意見決定について
議案第6号 福山農業振興地域整備計画の変更の諮問に対する答申について

6 報告事項

農地法等に関する専決処分・届出等について
地域計画区域内における官農型太陽光発電設備への一時転用に係る協議
の場の運用について

7 出席委員

1番	佐藤 真子	2番	土屋 智樹	3番	沖 賢二	4番	野田 幸男
5番	竇諸 孝也	6番	佐藤 泰造	7番	小林 輝仁		
		10番	安原 理雄	11番	能宗 秀典	12番	下江 京子
		14番	須藤 薫雄	15番	谷本 耕造		

8 欠席委員

8番 石井 洋子 9番 岡本 卓也

9 その他の出席者

0名

10 事務局出席職員等

事務局長	林 茂晃	事務局調整員	徳永 嘉則
事務局	和田 奈津美	事務局	桑田 和也
松永出張所	花田 宏	北部出張所	藤井 勝俊
神辺出張所	板谷 浩司	沼隈出張所	須野田 康行
以上	8名		

11 議事内容

午前10時00分

事務局長	定刻になりましたので、ただいまから2025年（令和7年）第11回福山市農業委員会総会を開会いたします。 谷本会長、会議の進行をお願いします。
会長	— 開会挨拶 —
会長	それでは、会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。
議長	最初に、総会の成立を申し上げます。
議長	委員総数14名のうち、出席委員12名、欠席委員2名、在任委員の過半が出席ですので、本会議は成立します。
議長	続いて、会議規則第10条の規定により、議事録署名委員の指名を行います。 議席番号 1番 佐藤 真子委員と 議席番号 14番 須藤 薫雄委員にお願いします。
議長	議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。
事務局	2025年（令和7年）第11回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。 議案書（別冊）についてです。 まず、5ページ1番について、備考欄を「貸借権」から「使用貸借権」に訂正です。 次に、8ページ14番について、神辺町大字三谷字森ヶ市9331-4を取下げるです。 次に、11ページ15番について、利用目的欄を「田」から「畑」に訂正です。 次に、12ページ28番について、始期欄を「令和7年12月31日」から

事務局 (続き)	<p>「令和8年1月1日」に、新規・更新欄を「新規」から「更新」に訂正です。</p> <p>次に、13ページ36番について、貸付人欄を訂正です。</p> <p>次に、15ページの合計欄について、「田 23筆 19,209.00 m² 畑 49筆 34,254.59 m²」から「田 22筆 18,232.00 m² 畑 50筆 35,231.59 m²」に訂正です。</p> <p>次に、30ページ3番と4番について、回答内容欄を「非農地」から「回答しない」に訂正、備考欄の「回答日：回答しない」を削除です。</p> <p>追加・訂正事項等は以上となります。</p>
議 長	
委 員	それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。
1 番	東部地区の報告をお願いします。
佐藤	
委 員	東部地区の審議内容について、報告します。
1 番	東部地区では、11月21日の午前8時50分からの現地調査に続き、午前11時から市役所3階 小会議室で協議会を開催しました。
佐藤	
委 員	委員7名全員の出席により、議案第1号2件、議案第3号3件、議案第4号1件、議案第5号1件、合計7件について審議しました。
1 番	それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番から2番について報告します。
佐藤	
委 員	1番は、大門町の受人が、広島市中区の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。
2 番	2番は、大門町の受人が、広島市中区の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。
佐藤	
委 員	どちらも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。
4 番	
野田	西部地区の報告をお願いします。
委 員	西部地区の審議内容について、報告します。
4 番	西部地区では、11月25日の午後1時からの現地調査に続き、午後4時から市役所3階 小会議室で協議会を開催しました。
野田	

委 員 4 番 野田 (続き)	<p>委員 10 名中 10 名の出席により、議案第 1 号 5 件、議案第 3 号 2 件、議案第 4 号 1 件、合計 8 件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 3 番から 7 番について報告します。</p> <p>3 番は、千田町の受人が、箕島町の渡人から申請地に使用貸借権を設定し、借り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>4 番は、広島市中区の受人が、田尻町の渡人から申請地に使用貸借権を設定し、借り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>5 番は、沼隈町の受人が、東広島市の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>6 番は、神辺町の受人が、神辺町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>7 番は、内海町の受人が、大阪市港区の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員 7 番 小林	<p>松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では、11月25日の午前9時10分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階 21会議室で協議会を開催しました。委員 7 名全員の出席により、議案第 1 号 2 件、議案第 4 号 5 件、議案第 5 号 3 件、合計 10 件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 8 番と 9 番について報告します。</p> <p>8 番は、金江町の受人が、松永町一丁目の渡人から譲り受けた経営規模を拡大し、野菜を栽培する計画です。</p> <p>9 番は、金江町の受人が、同町の渡人から譲り受けた経営規模を拡大し、野菜を栽培する計画です。</p> <p>いずれも受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>

議長	北部地区の報告をお願いします。
委員	北部地区の審議内容について、報告します。
10番	北部地区では、11月25日の午後1時から関係者により現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階 302会議室で協議会を開催しました。
安原	委員13名中11名の出席により、議案第1号3件、議案第4号6件、議案第5号8件、合計17件について審議いたしました。
	それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の10番から12番について報告します。
10番	10番は、駅家町万能倉の受人が、多治米町の渡人から申請地を譲り受け、季節野菜を栽培し、経営規模を拡大するものです。なお、 <small>いにょうち</small> 囲繞地ではありますが、通行の同意を得ております。
11番	11番は、新市町下安井で美容院を営んでいる受人が、隣地の申請地を同町の渡人から譲り受け、季節野菜を栽培し経営規模を拡大するものです。
12番	12番は、府中市鵜飼町の受人が、新市町下安井の渡人から申請地を譲り受け、イチゴや季節野菜を栽培し、経営規模を拡大するものです。
	受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。
議長	神辺地区の報告をお願いします。
委員	神辺地区の審議内容について報告します。
14番	神辺地区では、11月25日の午前9時から現地調査を行い、午前11時45分から神辺支所2階 21会議室において、地区協議会員7名全員の出席により、議案第1号2件、議案第2号1件、議案第3号3件、議案第4号2件、議案第5号28件、合計36件について審議しました。
須藤	それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の13番と14番について報告します。
	13番は、申請地の道上の畝369m ² について、道上の渡人から、田尻町の受人が譲り受けて、野菜を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。
	14番は、申請地の下竹田の田352m ² について、下竹田の渡人から、同地区の受人が譲り受けて、水稻を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。

	申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保されていることから、許可妥当と判断しました。以上です。
議長	ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。
事務局	議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。説明は以上です。
議長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委員	— 質問等なし —
議長	質問等がないようですので、採決します。 議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	— 全員挙手 —
議長	全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。
議長	次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。 神辺地区の報告をお願いします。
委員 14番 須藤	議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番について報告します。 1番は、箱田の申請人が所有する箱田の田 1筆 20m ² と畑 1筆 10m ² について、自宅の庭の一部として利用するものです。なお、現地は先代が住

委 員 1 4 番 須藤 (続き)	宅を建設した頃から敷地内で庭の一部として利用していたため、顛末書の提出を受けています。 現地調査を行いましたが、周辺農地への日照・排水について支障を生じるおそれもなく、転用許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。
事務局	議案第2号の一件については、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。 別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。 なお、議案第2号に常設審議委員会への意見聴取案件はありません。説明は以上です。
議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。

議長	<p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委員 1番	議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番から3番について報告します。
佐藤	<p>1番は、神辺町の受人が、御幸町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、農家住宅1棟を建築するものです。場所は、県立ふくやま産業交流館の南約200メートルです。</p> <p>2番は、千田町の受人が、山手町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場として整備するものです。場所は、千田小学校の南約500メートルです。</p> <p>3番は、新市町の法人が、野上町の渡人から申請地を譲り受け、進入路として整備するものです。場所は、千田小学校の南東約700メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	西部地区の報告をお願いします。
委員 4番	議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4番及び5番について報告します。
野田	<p>4番は、郷分町の受人が、大阪府吹田市の渡人から申請地を譲り受け、宅地を拡張するものです。場所は、泉小学校より北東に約1キロメートルです。</p> <p>5番は、水呑町の受人が、千代田町の渡人から、申請地に使用貸借権を設定し、借り受け、進入路として整備するものです。場所は、小水呑橋より南に約300メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	神辺地区の報告をお願いします。

委 員 1 4 番 須藤	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の6番から8番について報告します。</p> <p>6番は、申請地の川南の田1, 305m²について、千田町の渡人から、東京都中央区の法人が譲り受け、事業用の露天駐車場として利用するものです。</p> <p>7番は、申請地の下竹田の田1, 303m²について、川南の渡人から、大阪市中央区の法人が譲り受け、太陽光発電パネル172枚を設置し売電をするものです。</p> <p>8番は、申請地の十三軒屋の田1, 261m²について、十三軒屋の渡人から、川南の法人が譲り受け、露天資材置場として利用するものです。</p> <p>現地調査を行いましたが、周辺農地への日照・排水について支障を生じるおそれもなく、転用許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
議 長	
委 員	<p>議案第3号の全ての案件については、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれないと認められます。</p> <p>また、議案第3号に常設審議委員会への意見聴取案件はありません。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は举手をお願いします。</p>
委 員	<p>一 質問等なし 一</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は举手をお願</p>

	いします。
委 員	一 全 員 挙 手 一
議 長	全員挙手により、議案第3号は原案のとおり許可することに決定します。
議 長	次に、議案第4号「非農地証明について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委 員 1番 佐藤	議案第4号「非農地証明について」の1番について報告します。 本件は、引野町の申請人によるもので、現地は昭和56年頃から山林となっております。場所は、長浜小学校の南に約50メートルです。 現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。
議 長	西部地区の報告をお願いします。
委 員 4番 野田	議案第4号「非農地証明について」の2番について報告します。 2番は、昭和50年頃から耕作放棄していたところ、竹木等が繁茂し山林となりました。場所は、福山市役所内海支所より北東に約900メートルです。 現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。 なお、2番は農振農用地区域内の農地ですが、関係部局との調整は整っております。以上です。
議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員 7番 小林	議案第4号「非農地証明について」の3番から7番について報告します。 3番は、藤江町の申請人が、大正3年頃から住宅用地として使用し、現在に至っています。場所は、池浜港から南へ約30メートルのところです。 4番から7番は、松永町三丁目の同じ申請人によるものです。

委 員 7 番 小林 (続き)	4番は、昭和30年頃から道路法面として使用し、現在に至っています。 5番は、昭和63年頃から庭の一部として使用し、現在に至っています。 6番は、昭和30年頃から耕作放棄していたところ、雑木や竹等が繁茂し、山林となったものです。 7番は、昭和元年頃から墓地として利用し、現在に至っています。 場所は、後浜池から南へ約250メートルから310メートルの範囲です。 現地調査をしましたが、いずれも農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。
議 長	北部地区の報告をお願いします。
委 員 10番 安原	議案第4号「非農地証明について」の8番から13番について報告します。 8番から11番は関連案件です。いずれの申請地も、平成12年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、原野化しているものです。場所は、有磨小学校の南東800メートルの所です。 12番の申請地は、昭和45年頃から耕作放棄していたところ、雑木が繁茂し、原野化しているものです。場所は、旧服部小学校の北1キロメートルの所です。 13番の申請地は、昭和60年頃から耕作放棄したところ、山林化しているものです。場所は、常金丸小学校の西700メートルの所です。 現地調査をしましたが、農地性はなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。 なお、12番の646と1034-1及び13番の申請地は農振農用地区域内の農地ですが、関係部局との調整は整っております。以上です。
議 長	神辺地区の報告をお願いします。
委 員 14番 須藤	議案第4号「非農地証明について」の14番と15番について報告します。 14番は、今津町の申請人が、申請地である三谷の田6筆 計4,024m ² について、昭和43年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、2筆が原野、4筆が山林となったものです。
委 員	15番は、道上の申請人が、申請地である道上の畠4筆 計690m ² につ

14番 須藤 (続き)	<p>いて、平成11年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、山林となつたものです。</p> <p>なお、14番の申請地のうち3筆、15番の申請地のうち1筆は農振農用地区域内の農地ですが、関係部局との調整は整ております。</p> <p>現地調査を行いましたが、農地性はなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第4号は原案のとおり証明することに決定します。</p>
議長	<p>次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」を上程します。</p>
委員 1番 佐藤	<p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委員 1番 佐藤	<p>議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」の1番について報告します。</p> <p>本件は、御幸町の貸付人から、農地中間管理機構が賃貸借による農地中間管理権を設定して借受け、扱い手に転貸するものです。</p> <p>対象農地は1筆667m²で、畑として利用される計画です。</p>

	当該農地に問題はなく、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。
議長	西部地区の報告をお願いします。
委員 4番 野田	議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」の2番から11番について報告します。 貸付人から農地中間管理機構が農地中間管理権を設定して借受け、借受人に転貸するものです。 合計で、件数10件、筆数17筆、面積13, 256.2m ² で、地目はいずれも畑です。 利用権の内容は、賃借権が4件、使用貸借権が6件です。 当該農地に問題はなく、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。
議長	松永地区の報告をお願いします。
委員 7番 小林	議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」の12番から14番について報告します。 貸付人から農地中間管理機構が、計画対象農地に利用権を設定して借り受けて、借受人に転貸するものです。 合計で3件、5筆、面積3, 276m ² です。地目別では、田3筆、面積1, 591m ² 、畑2筆、面積1, 685m ² です。 利用権の内容は、賃借権及び使用貸借権によるもので、全て新規です。 設定期間は、全て令和7年12月31日から令和17年12月30日までです。 個人が3名です。法人はありません。 当該農地、借受人に問題はなく、農用地利用集積等促進計画として適当であると判断しました。以上です。

議長	北部地区の報告をお願いします。
委員 10番 安原	<p>議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」の15番から22番について報告します。</p> <p>内容は、農地中間管理機構が、貸付人の集積計画農地に農地中間管理権を設定して、担い手に転貸するものです。</p> <p>全体で8件、12筆、田7筆、畑5筆、集積計画面積9, 111m²です。</p> <p>作物別では、水稻の作付けが7筆、5, 201m²です。野菜の作付けは、5筆、3, 910m²です。</p> <p>設定期間は、全て令和7年12月31日から10年間で、全て新規分です。</p> <p>一般が2人、認定農業者が1人、1法人、認定新規就農者1人となっております。</p> <p>当該農地、借受人に問題はなく、農用地利用集積等促進計画として適当であると判断しました。以上です。</p>
議長	神辺地区の報告をお願いします。
委員 14番 須藤	<p>議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」の23番から50番について報告します。</p> <p>貸付人から農地中間管理機構が、計画対象農地に利用権を設定して借り受けて、借受人に転貸するものです。</p> <p>合計で28件、37筆、面積27, 153. 39m²です。地目別では、田36筆、面積26, 628. 39m²、畑1筆、面積525m²です。</p> <p>利用権の内容は、使用貸借権は23番と25番の2件で、それ以外の26件は賃借権です。更新は26番から30番と50番の計6件で、それ以外の22件は新規です。借受人は個人が3名、法人が3社です。</p> <p>23番は、徳田の借受人が、同地区の貸付人が所有する徳田の対象地1筆、633m²を借り受けて、畑として耕作し、野菜の栽培をする計画です。</p> <p>24番は、新湯野の借受人が、湯野の貸付人が所有する同地区の対象地1筆、1, 690m²を借り受けて、水稻の栽培をする計画です。</p>
委員	

14番 須藤	<p>25番は、新徳田の借受人が、東中条の貸付人が所有する同地区の対象地1筆525m²を借り受けて、野菜の栽培をする計画です。</p> <p>全て新規で、設定期間は、令和7年12月31日から令和17年12月30日までです。</p> <p>26番から30番と50番は、上御領の法人が、八尋外2地区、計6名の貸付人が所有する八尋及び下竹田の対象地8筆、6,521m²を借り受けて、水稻の栽培をする計画です。全て更新で、設定期間は、令和8年1月1日から令和17年12月30日までです。</p> <p>31番から33番は、世羅町の法人が、上竹田外1地区、計3名の貸付人が所有する上竹田の対象地3筆、3,229m²を借り受けて、水稻の栽培をする計画です。全て新規で設定期間は令和7年12月31日から令和17年12月30日までです。</p> <p>34番から49番は、西町の法人が下竹田外1地区、計16名の貸付人が所有する下竹田の対象農地23筆、14,555.39m²を借り受けて、畑として耕作し、観光いちご農園として利用する計画です。全て新規で、設定期間は、令和7年12月31日から令和37年12月30日までの30年間です。</p> <p>当該農地、借受人に問題はなく、農用地利用集積等促進計画として適当であると判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局より補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第5号について、農地中間管理機構は「農地中間管理事業の推進に関する法律」（以下「機構法」）の第18条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める場合には、農林水産省令であらかじめ農業委員会の意見を聞く必要があることになっています。</p> <p>9ページから15ページにかけて、2025年（令和7年）12月31日を始期とした原則10年以上の貸借について、賃借権33件、45筆、37,705.39m²、使用賃借権17件、27筆、15,758.20m²で、計50件、72筆、53,463.59m²の申し出があったものについて、福山市農業振興課から意見聴取があったものです。</p>

事務局 (続き)	<p>全ての案件について、意見を求められた「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」を満たしており、「農地所有適格法人」に該当する借受人はいませんでした。</p> <p>また、地域計画の変更（更新）内容、時期に関しても問題はありません。説明は以上です。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第5号について、原案のとおり決定することに異議がない場合は、挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第5号は原案のとおり決定することに「異議がない」旨を答申します。</p>
議長	<p>次に、議案第6号「福山農業振興地域整備計画の変更の諮問に対する答申について」を上程します。</p> <p>担当課より説明してください。</p>
農業振興課	<p>農業振興地域 農用地区域からの除外申出の担当をしています農業振興課の吉森です。私の方からは、2025年6月に受付を行った、農用地区域からの除外申出の内容について説明させていただきます。</p> <p>まず概要について、簡単に触れさせていただきます。</p> <p>農業振興地域内において、農用地を指定した区域は、農地以外に利用できないこととなっておりますが、やむを得ない理由により、農地以外に利用する必要が生じた場合には、あらかじめ、その農地を農用地区域から除外する必要があります。</p>

農業振興課 (続き)	<p>この除外をするには4つの条件があります。</p> <p>まず1つ目の条件は、「1 次の6つの要件を全て満たすこと」です。</p> <p>①農用地区域内の農地以外に代替する土地がないこと、②地域計画の達成に支障がないこと、③農用地の集団化・農作業の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと、④効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障がないこと、⑤農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障がないこと、⑥土地改良事業等の工事完了年度の翌年度から起算して8年を経過していること、以上6つの要件を全て満たすことが必要です。</p> <p>また、残りの3つの条件として、「2 不要不急のものでないこと」、「3 他法令の許可等の見込みがあること」、「4 本市が独自に基準を定めた事務取扱要領による“申出資格”、“面積”等の要件の全てを満たしていること」、以上が農用地区域から除外するための条件となります。</p> <p>今回は、年2回の申出のうち、2025年6月30日を締切りとして受け付いた申出分について、農業振興地域の整備に関する法律 施行規則第3条の2第2項の規定により、協議させていただきます。</p> <p>続いて、変更内容についてです。別紙『福山農業振興地域整備計画の変更に係る資料』の1ページ「1. 農用地利用計画変更状況」の「(1) 重要変更」をご覧ください。各地区の件数、筆数、面積を記載しており、合計は一番下の欄の52件、95筆、48,060.52m²になります。</p> <p>続いて、2ページ「(2) 軽微変更」についてと、3ページ「(3) 農用地区域への編入」については、該当 없습니다。</p> <p>続いて、4ページ「2. 変更理由別件数」についてです。こちらは理由別の内訳を記載しています。「(1) 重要変更」の変更理由としては、非農地証明によるものが24件と最も多くなっています。</p> <p>続いて、5ページ「福山農業振興地域整備計画 変更計画(案)」についてです。このA4ヨコの表から16ページまでが、今回の重要変更に係る内容52件についての記載となっております。</p> <p>続いて、17ページは軽微変更についての記載となっておりますが、今回該当はありませんでしたので「該当なし」となっております。</p> <p>最後に、18ページは今回の編入についての記載となっておりますが、今回該当はありませんでしたので「該当なし」となっております。</p> <p>本日の協議に対する回答をいただいた後に、公告、14日間の縦覧期間、</p>
---------------	--

農業振興課 (続き)	15日間の異議申立期間、広島県への協議等、所定の手続きを経て、農業振興地域整備計画の変更が決定されます。説明は以上です。
議長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委員	— 質問等なし —
議長	質問等もないようですので、採決します。 議案第6号について、原案に異議がない場合は、挙手をお願いします。
委員	— 全員挙手 —
議長	全員挙手により、議案第6号は、「諮問のとおり変更することに異議がない旨」を答申します。
議長	次に、「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。
事務局	専決処分及び届出等について、ご説明します。 議案書（別冊）16ページから20ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続などにより農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、13件を事務局長専決で受理しました。 次に、21ページの「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」及び22ページから28ページの「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」です。 4条5件、5条35件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。 次に、29ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が3件ありました。 次に、30ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」

事務局 (続き)	<p>です。広島法務局福山支局から5件、大阪国税局から1件、合計6件の照会があり、調査の結果、全ての案件について、農地性がないことを確認いたしました。回答期限が照会のあった日から2週間であり、事務局長による専決処分により回答しました。</p> <p>次に、31ページの「買受適格証明について」です。広島地方裁判所福山支部が行う入札に参加するため、民事執行法による農地等の売却に伴う買受適格証明申請書が1件提出されました。審査の結果、内容に問題がないことを確認したため、申請人に対し証明書を交付しました。</p> <p>最後に、32ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかつたことから提出されたものであり、3件を受理しました。</p> <p>専決処分及び届出等については以上です。</p>
議長	ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
委員	— 質問等なし —
議長	発言等もないようですので、次に、協議及び報告事項の「地域計画区域内における営農型太陽光発電設備への一時転用に係る協議の場の運用について」を事務局から説明してください。
事務局	<p>「地域計画区域内における営農型太陽光発電設備への一時転用に係る協議の場の運用」についてご報告いたします。</p> <p>この運用については、2025年6月30日に開催された第6回農業委員会総会において実施に関する同意をいただいております。その後、広島県農業経営課や土地改良区などの関係機関との調整が終わり、運用内容が最終版として確定しましたので、本日はその報告と、前回案からの主な修正点についてご説明いたします。</p> <p>本日配布しております資料は、前回案からの修正箇所を下線で記載した状態でお配りしています。説明にあたっては、その下線部分をご覧いただきながら進めてまいります。</p> <p>運用の概要につきましては、既に直近の地区協議会で説明しておりますの</p>

事務局 (続き)	<p>で、本日は省略し、修正点の説明のみを行います。</p> <p>前回案からの修正点は、主に二つあります。</p> <p>一つ目は、1ページの下線で記載している「1 営農型太陽光発電とは」、「2 農地法上の取扱いについて」及び「3 地域計画の区域内における営農型太陽光発電について」の3項目の追加についてです。これは、営農型太陽光発電の基本的な考え方、農地法の法的根拠、地域計画における営農型太陽光の取り扱いを明記するためのものです。</p> <p>二つ目は、2ページの「協議の場の開催申出書」を提出する際に添付を求める資料の追加です。下線にて示している「土地の登記事項証明書」、「公図（現況地番図）」、「被害防除措置計画書」、この3つを新たに添付必須としました。これらは、申請地の場所や周辺農地への影響に対する被害防除を確認するために必要な資料となります。</p> <p>以上の二点が、前回お示しした案からの主な修正内容となります。また、その他に文言の軽微な修正をしていますので、そちらにつきましては各自資料をご確認ください。</p> <p>なお、本運用の開始日は2025年12月1日を予定しております。</p> <p>今後は、この最終版の運用に基づき、申出があった際には協議の場の開催や許可申請の手続を進めてまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。説明は以上です。</p>
議長	ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
委員	— 質問等なし —
議長	発言等もないようですので、以上をもちまして2025年（令和7年）第11回福山市農業委員会総会を終了します。皆様お疲れ様でした。
事務局長	<p>委員の皆様には、慎重なるご審議をいただきありがとうございました。</p> <p>以上を持ちまして総会を終了いたします。</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p>

午前10時50分閉会